

1 0 年 保 存

機 密 性 2

平成 27 年 2 月 18 日から 平成 37 年 2 月 17 日まで
--

基 発 0218 第 1 号

平成 27 年 2 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「新たな監督指導手法の実施について」の一部改正について

企業単位監督については、平成 23 年 3 月 11 日付け基発 0311 第 3 号「新たな監督指導手法の実施について」により、その実施を指示しているところであるが、今般、より機動的かつ効果的に実施するために、別添新旧対照表のとおり改正することとするので、遺憾なきを期されたい。

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 企業単位監督 広域的に事業活動を展開する企業の [redacted] 問題点を企業全体として解消させるため効果的な監督指導を行う。 具体的には、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 全社的な是正を確実に行わせ、もって企業全体の法定労働条件の履行確保を図らせていくという監督指導を実施する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 企業単位監督 広域的に事業活動を展開する企業の [redacted] 問題点を企業全体として解消させるため効果的な監督指導を行う。 具体的には、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 全社的な是正を確実に行わせ、もって企業全体の法定労働条件の履行確保を図らせていくという監督指導を実施する。</p> <p>3 (略)</p>